

# 関東地方知事会 地方公務員法制研究部会の設置について

## 1. 内 容

地域の実情に合わせて、多様な人材の確保・育成や、柔軟な働き方への対応等を行うことができる、これからの時代の地方公務員法制の在り方について研究する

## 2. 経 緯

令和4年10月26日、秋の関東知事会議の議題であった10都県共同提案「地方分権改革の推進について」に関し、本県より研究部会の設置を提案、各都県の賛同を得て、会として設置が決定

## 3. 進め方

(1) 組 織 ▶ 各都県の地方公務員法制担当部署へ声掛けしメンバー組成  
▶ 座長は山梨県人事課長  
事務局は山梨県人事課及び政策企画グループ

(2) 検 討 内 容 ▶ 課題の洗い出し  
▶ 事例研究

(3) アウトプット ▶研究結果をとりまとめ

(4) スケジュール R5年5月 関東知事会 春会議において設置決議  
R5年7～9月 研究部会開催(各都県地方公務員法制担当課長)  
R5年10月 秋会議にて報告書提出

## 関東地方知事会地方公務員法制研究部会設置要綱

### (設置)

第1条 地域の実情に合わせて、多様な人材の確保・育成や、柔軟な働き方への対応等を行うことができる、これからの時代の地方公務員法制の在り方を探るため、関東地方知事会に、関東地方知事会地方公務員法制研究部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 地方公務員法制に関する諸課題の整理
- (2) 地方公務員法制の見直し等に向けた国等への提案・要望
- (3) その他必要な事項

### (構成)

第3条 部会は、関東地方知事会構成都県の地方公務員法制担当課室長（以下「担当課室長」という。）をもって構成する。

- 2 部会に座長を置く。
- 3 座長は、構成員の互選により定める。

### (座長の職務)

第4条 座長は、会務を総理し、必要に応じて検討会を招集し、議長となる。

### (事務局)

第5条 部会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、座長の所属する都県の担当課室がこれにあたる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。